

2022年1月度留学生説明会 卒業後の在留資格について

今回は、みなさんの卒業後の進路に応じた在留資格の変更または更新について説明します。卒業後に就職活動を継続するための在留資格（「特定活動9」）についてなど、非常に重要な事項が含まれますので、よく理解してください。

1. 卒業後の在留資格について

(1) 卒業後帰国する場合

帰国の準備などのために、在留資格「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならぬ場合は、すぐに「留学」から「短期滞在」など、適切な在留資格に変更してください。この場合、申請できる滞在期間は最長90日です。なお、大学を卒業した後は、「留学」の在留資格が残っていても、3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので、速やかに帰国してください。

「短期滞在」の在留資格へ変更するには、住居地の出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請」をしてください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、多くの国で入国制限が行われており、入国が難しい状況が続いています。そのため出入国在留管理庁においては、帰国困難者に対し通常とは異なる対応を行っており、ホームページに概要が掲載されていますので確認してください。

◆出入国在留管理庁 「新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について
留学生及び日本語教育機関に係る取扱い」

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動（6か月）」への在留資格変更許可が可能です。

※母国への入国規制状況については、各国在日公館（大使館・領事館）に問い合わせてください。

○在留資格関連以外の必要手続き

卒業後帰国する場合には在留資格に関するものの他に、次のような手続きが必要です。

・医療保険の解約

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村役所へ返還してください。

・その他解約手続き

住居契約の解約手続きを行ってください。また、電気・ガス・水道・電気・携帯電話などの解約手続きを行い、料金を精算した上で、銀行口座の解約も行ってください。

(2) 卒業後日本で就職活動を継続する場合

「留学」の在留資格を持つ学生が、就職活動のため卒業後も引き続き日本在留を希望する場合、大学の推薦があれば、就職活動を行うための在留資格（「特定活動 9」、在留期間 6 か月）への変更が認められ、更に 1 回の在留期間の更新（合計で最長 1 年）が認められます。詳しくは下記を参照し、申請に必要な書類など準備した上で、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆出入国在留管理庁 「特定活動 9」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10_21_10.html

卒業する大学生が就職活動を継続する場合は下記の書類も必要です。

①直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※在留資格期限が卒業式の直後（3 月末）に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください

②直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

本学では、申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上、推薦状を発行します。

○日本語能力試験 N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上を取得していること。
（推薦状発行時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。）

＜参考＞2019 年 6 月より、日本語能力試験 N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上の取得者は、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事できるように、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められています。そのため本学としても、在学中に N1 を取得することを推奨しています。詳しくは下記を参照して下さい。

◆出入国在留管理庁 「留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

○CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。

○在学中に進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。

○在学中に継続して就職活動を行い、3 社以上の企業訪問を実施し、都度 CDC に書面で報告を行っていること（事後の提出は不可）

○在学中に福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターに登録し、同機関が主催する留学生面談会に参加していること。

○推薦状の発行希望者は、卒業までに大学の定める資料をそろえ、推薦書発行申請を行うこと。

※卒業時点で個人的な事情により申請時期の延期を希望する者は、推薦書発行延期申請と、延期期間中の活動報告をするという誓約書を提出することで、5 月末（9 月卒業の場合 11 月末）までは申請可能。

○就職活動を行うための在留資格「特定活動 9」の有効期間中は、就職が決まるまでの間、毎月 1 回は本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また本学からの、電話などでの連絡が取れる状況を確保しておくこと。

(3) 在学中に日本国内での就職が決まった場合

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」など就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の12月より（3月卒業の場合）変更申請を受付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

(4) 日本の大学院に進学する場合

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に、出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 在留期間更新許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

※本学発行の成績証明書および卒業証明書（または卒業見込み証明書）が必要です。

(5) 9月卒業者などが、在学中または卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

在学中に就職先が内定した方や、卒業後の継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望する場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00013.html

ホームページ中には、手続き及び必要書類について、対象及び要件について（内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6か月以内に採用されること等）、及び資格外活動について掲載されています。

2. その他（便利なサイト）

○福岡県 「医療に関する外国語対応コールセンター」

福岡県では、平成29年度より、「医療に関する外国語対応コールセンター」を設置し、外国人及び24時間365日19言語にて、①電話通訳、②医療に関する案内のサービスを提供しています。

◆ふくおか国際医療サポートセンター

<https://imsc.pref.fukuoka.lg.jp/>

○消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」について

消費者庁では消費者トラブル防止・救済に向け LINE を活用した取組を推進しています。

◆消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/znavi_line/